

第 11 類 穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) いつた麦芽で、コーヒー代用物にしたもの（第 09.01 項及び第 21.01 項参照）
 - (b) 第 19.01 項の調製した穀粉、ひき割り穀物、ミール及びでん粉
 - (c) 第 19.04 項のコーンフレークその他の物品
 - (d) 第 20.01 項、第 20.04 項又は第 20.05 項の調製し又は保存に適する処理をした野菜
 - (e) 医療用品（第 30 類参照）
 - (f) 調製香料又は化粧品類の特性を有するでん粉（第 33 類参照）
- 2 (A) 次の表の(1)欄の穀物を製粉その他これに類する方法により加工した物品で、でん粉又は灰分の含有率（乾燥状態における重量比による。）が次の(a)及び(b)のいずれの要件も満たすものはこの類に属するものとし、その他のものは第 23.02 項に属する。ただし、穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）は、第 11.04 項に属する。
 - (a) でん粉の含有率（エヴェルスの偏光計法の改良法により求めたものに限る。）が、次の表の(2)欄に掲げる率を超えること。
 - (b) 灰分の含有率（鉱物質が添加してあるときは、これを控除して計算する。）が、次の表の(3)欄に掲げる率以下であること。
- (B) (A)の規定によりこの類に属する物品で、次の表の(4)欄又は(5)欄に定める目開きを有するふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率（重量比による。）が当該穀物について次の表の(4)欄又は(5)欄に掲げる率以上であるものは第 11.01 項又は第 11.02 項に属するものとし、その他のものは第 11.03 項又は第 11.04 項に属する。

(1) 穀物	(2) でん粉 の含有率	(3) 灰分の 含有率	(4) 目開きが 315 マイクロメート ル（ミクロン） のふるいに対す る通過率	(5) 目開きが 500 マイクロメート ル（ミクロン） のふるいに対す る通過率
小麦及びライ麦	45%	2.5%	80%	-
大麦及び裸麦	45%	3%	80%	-
オート	45%	5%	80%	-
とうもろこし及 びグレーンソル ガム	45%	2%	-	90%
米	45%	1.6%	80%	-
そば	45%	4%	80%	-

- 3 第 11.03 項において「ひき割り穀物」及び「穀物のミール」とは、穀物を破碎して得た

物品で次のものをいう。

- (a) どうもろこしから得た物品については、目開きが 2 ミリメートルのふるい(織金網製のものに限る。)に対する通過率が全重量の 95%以上のもの
- (b) その他の穀物から得た物品については、目開きが 1.25 ミリメートルのふるい(織金網製のものに限る。)に対する通過率が全重量の 95%以上のもの